

各務原市PTA連合会表彰規定

(趣旨)

第1条 この規定は、PTA活動の規範となる功績に対して表彰を行うために定める。

(表彰の事由等)

第2条 表彰は、会長が次の各号に該当するものに対して行う。

- (1) PTA会員でPTA活動に功績顕著なもの。
- (2) PTA活動の推進に顕著な功績を残したもの。
- (3) 会長が特に必要と認めたもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、市P連定期大会又は研究大会において行う。

(選考委員会)

第5条 表彰の選考等を公正、かつ、適切に行うため、各務原市PTA連合会表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

(表彰の手続き)

第6条 表彰の手続きは、単位PTAより市P連に提出された表彰内申書に基づき、選考委員会において選考する。

2 内申事項は、次の通りとする。

(1) 個人表彰

PTA経歴と賞罰の有無、功労及び篤行顕著と認める事項

(2) 団体表彰

功績顕著と認める事項

(補則)

第7条 この規定に定めるもののほか、選考委員会の運営に必要な事項は、選考委員会の議決を経て、会長が別に定める。

付則

この規定は、平成21年 4月 1日より施行する。

改正 平成28年 4月 1日(教員の表彰を廃止)

